



教安第1228号
令和2年2月19日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（通知）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症は、国内で感染した事例も相次いで報告されており、今後は国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきています。

このたび、令和2年2月18日付けで、文部科学省から別添1（「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」）及び別添2（「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」）の送付があり、新型コロナウイルス感染症に関する対応に追加等があったことから、新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応を改めて下記のとおりといたしますので、適切に対応するようお願いいたします。

なお、本書の施行をもって、令和2年2月14日付け教安第1201号は廃止します。

また、下記及び別紙1、2に記載の無い事項については、令和2年2月10日付け元初健食第43号、令和2年2月13日付け事務連絡及び別添1、2を参考に、適切に対応いただくようお願いいたします。

今後とも、国から新たな対応の指示等があれば、今回と同様に直ちに当課から通知いたしますので、今後の情報提供にも留意願います。

記

- 1 感染症対策について
 - ・別紙1のとおり
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応
 - ・別紙2のとおり
- 3 教職員の扱いについて

教職員等についても、児童生徒等と同様に、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導願います。

また、教職員等が新型コロナウイルス感染症にかかっている、またはかかっている疑いがあることを把握した場合は、県教育委員会（学校危機管理担当）へ事故一報・報告してください。

なお、教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保健所等から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定による就業制限が課せられることがあるので、指示に従うよう指導願います。

担当
教育振興部学校安全保健課 保健班
TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419
E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の予防としては、一般的な衛生対策として風邪や季節性インフルエンザと同様の対策が推奨されています。

下記の手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を改めて徹底し、新型コロナウイルス感染症に限らず、学校における感染症の予防に尽力くださるようお願いいたします。

記

- 1 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。
 - (1) 手洗いの徹底を図ること。
 - (2) 室内では、加湿器などを使用して乾燥を防ぐこと。
 - (3) 休養、睡眠を十分にとり、規則正しい生活を送ることにより、体力や抵抗力を高め、体調管理を行うこと。
 - (4) 人混みや繁華街への外出を控えること。
 - (5) 「咳エチケット」を推奨すること。
 - ・咳やくしゃみが出るときはマスクを着用する。
 - ・マスクを持っていない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけて1メートル以上離れる。
 - ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めたときはすぐに手を洗うこと。
- 2 保護者との連携を密にし、健康観察を徹底して行い、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導するとともに、教職員についても同様の対応を促すこと。
- 3 適切な環境の保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じること。
- 4 卒業式などの学校行事や入学試験など、大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討すること。(アルコール消毒液が不足している場合は、手洗いの励行を推奨すること。)

(参考情報)

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について (文部科学省ホームページ)
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について (内閣官房ホームページ)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・海外安全ホームページ (外務省ホームページ)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_009.html#ad-image=0
- ・学校において予防すべき感染症の解説 (日本学校保健会ホームページ)
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応

令和2年2月19日

- 1 中国から帰国した児童生徒等については、文部科学省から示された「中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加1報(浙江省の追加)](令和2年2月13日現在)」に準じて対応する。

※ただし、湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等で、現に症状がなく、帰国後2週間外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請する場合には、この期間を出席停止として扱って差し支えない。

- 2 1に限らず、新型コロナウイルス感染症患者と接触があった児童生徒等については、同通知の「湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等」と同様に対応する。

その際、「帰国」は、「患者との最後の接触」と読み替えるものとする。

- 3 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られ、自宅で休養する場合、「37.5度以上の発熱が4日以上続く場合」等を目安として、学校長が必要と認めた場合には出席停止として扱って差し支えない。

- 4 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっている、またはかかっている疑いがあることを把握した場合は、県教育委員会(学校危機管理担当)へ事故一報・報告する。

※平成31年4月9日付け教安第42号「感染症・食中毒等による健康被害発生時の事故報告について」(通知)に従って報告する。

- 5 都道府県等から、学校の臨時休業や児童生徒等の出席停止の措置について要請があった場合には、それに従う。

- 6 都道府県等から、学校の臨時休業や児童生徒等の出席停止の措置について要請がない場合においても、都道府県等と連絡を密にし、情報共有を図る。また、必要に応じて都道府県等と相談の上、対応を決定する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が在籍する学級は閉鎖する。
- (2) 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっていることが確認された当日も含め2週間、校内で健康観察を行い、その期間中に新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が新たに出た場合は、以下の対応を行う。
 - ①同一学年の他のクラスで出た場合は、原則として当該学年の閉鎖を検討する。
 - ②他学年で出た場合は、原則として休校を検討する。

- 7 5及び6の期間については、状況等を踏まえ、保健所や主治医、学校医の意見を聴取の上、学校安全保健課保健班と協議するものとする。

参考（令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡）

各学校の校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで、出席を停止させることができる。